

令和 7 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 事業報告

年 月 日	内 容
通年	こまタク（こまがねデマンド型乗合タクシー）の運行 ■停留所：市内 25 か所 ■運行便：（往路）午前 8 時 30 分、午前 10 時 （復路）正午、午後 1 時 30 分 ■運賃：片道 400 円
R7. 6. 25	第 1 回協議会（会場：駒ヶ根市役所 第 5 会議室） ・ 令和 6 年度事業報告及び決算報告 ・ 駒ヶ根市地域公共交通網形成計画の設定目標に対する評価 ・ こまタク、割引タクシー券等利用実績の報告 ・ 運転免許証自主返納支援事業の実績報告 ・ 駒ヶ根市公共ライドシェア実証実験及び業務委託（案） ・ 駒ヶ根市地域公共交通計画策定業務委託（案）
R7. 7. 4～ 12. 1	令和 7 年度山麓周遊バス実証実験実施 ■停留所（全 12 か所） 駒ヶ根ファームス、大沼湖、光前寺、露天こぶしの湯、くらすわの森、J I C A、ビアンデさくら亭、北川製菓、マルス駒ヶ岳蒸溜所、こまゆき荘、びんころ神社、こまくさの湯 ■運行内容 期間中の金・土・日・月・祝日のみ運行（8/1～31 は毎日運行） 1 日 8 便 1 周約 1 時間 運賃：1 回乗車 500 円、1 日乗車券 1,500 円（小学生以下無料） 予約不要 乗車数 延べ 1,642 人 16.2 人/日 ■利用促進企画 ・ 割引優待キャンペーン（8/18～8/31、9/12～12/1） ・ 謎解き周遊イベント（7/18～8/31）
R7. 9. 1～ 12. 27	駒ヶ根市公共ライドシェア実証実験 ■概要 実施形態：道路運送法第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送 エリア：発着共に駒ヶ根市内 運行時間：期間中 午前 8 時～午前 0 時 予約方法：アプリまたはコンタクトセンター 運賃：タクシー料金に準拠＋迎車料金 支払：クレジットカードおよび現金 ■実績 登録ドライバー：14 名 ユーザー登録人数：234 人

	総依頼数：63 件 依頼成立件数：56 件 送迎人数：110 人
R7. 9. 19	書面協議 ・令和 7 年度下半期 デマンド交通運行業務委託業者（案） ・駒ヶ根市地域公共交通計画の改定について（案） ・駒ヶ根市ライドシェア実証実験に伴う一部内容変更（案）
R7. 11. 18	第 2 回駒ヶ根市地域公共交通協議会 ・駒ヶ根市地域公共交通計画について（素案） ・令和 7 年度山麓周遊バス事業 中間報告 ・令和 7 年度駒ヶ根市公共ライドシェア事業 中間報告
R7. 12. 12	書面協議 ・地域公共交通確保維持改善事業（運行等に係る事業） 事業評価（案）
R7. 12. 24～ R8. 1. 14	パブリックコメント ・駒ヶ根市地域公共交通計画（第 2 期）（案） 提出意見：2 件（1 名）
R8. 1. 6	書面協議 ・地域公共交通確保維持改善事業（計画策定等に係る事業） 事業評価（案）
R8. 3. 11	こまタク出張説明会（北割 2 区） ・参加者：北割 2 区高齢者サロン 20 名 ・こまタクの概要、利用方法を説明
R8. 3. 17	第 3 回協議会（会場：駒ヶ根市役所 保健センター 2 階 大会議室） ・駒ヶ根市地域公共交通計画（案）について ・令和 7 年度 こまタク運行状況 ・令和 7 年度 運転免許証自主返納支援事業 ・令和 7 年度 山麓周遊バス事業報告 ・令和 7 年度 公共ライドシェア（meemo 駒ヶ根）実証実験報告 ・令和 8 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会事業計画（案） ・令和 8 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会予算（案） ・令和 8 年度 上半期デマンド交通運行業務委託業者（案） ・令和 8 年度 こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車システム提供、保守サポート業務委託業者（案） ・令和 8 年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託業者（案） ・令和 8 年度 山麓周遊バス事業及び運行業務委託業者（案）

令和7年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 決算書

(令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日)

資料2

1 歳入

(単位：円)

項 目	当初予算額	補正予算額	合計 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	内 容
1 負担金	52,800,000	0	52,800,000	48,079,245	▲ 4,720,755	
1 市負担金	52,800,000	0	52,800,000	48,079,245	▲ 4,720,755	■駒ヶ根市負担金 48,079,245
2 国庫補助金	16,984,000	0	16,984,000	15,736,386	▲ 1,247,614	
1 国庫補助金	5,000,000	0	5,000,000	4,320,000	▲ 680,000	■地域内フィード-システム確保維持費国庫補助金 4,320,000
	11,616,000	0	11,616,000	11,048,386	▲ 567,614	■交通空白解消緊急対策事業国庫補助金 11,048,386
	368,000	0	368,000	368,000	0	■地域公共交通調査等事業国庫補助金 368,000
3 繰越金	0	0	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	0	0	0
4 預金利子	0	0	0	8,857	8,857	
1 預金利子	0	0	0	8,857	8,857	■預金利子 8,857
5 雑入	0	0	0	105,672	105,672	
1 雑入	0	0	0	105,672	105,672	■公共ライドシェア運賃 105,672
歳入合計	69,784,000	0	69,784,000	63,930,160	▲ 5,853,840	

2 歳出

(単位：円)

項 目	当初予算額	補正予算額	合計 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	内 容
1 総務費	17,234,000	0	17,234,000	15,904,696	▲ 1,329,304	
1 会議費	230,000	0	230,000	139,600	▲ 90,400	■協議会委員報酬 139,600
2 事務費	17,004,000	0	17,004,000	15,765,096	▲ 1,238,904	■国庫補助金相当額支払（駒ヶ根市） 15,736,386 ■振込手数料 28,710
2 事業費	52,550,000	0	52,550,000	48,025,464	▲ 4,524,536	
1 事業推進費	52,550,000	0	52,550,000	47,998,514	▲ 4,551,486	■デマンド交通運行委託費（※） 21,542,000 ■デマンド交通受付業務補助金 4,879,473 ■デマンド交通専用車両管理費 168,642 ■次世代運行システム運用費 1,068,663 ■地域公共交通計画推進事業費 1,000,000 ■地域公共交通計画策定費 2,000,000 ■利用促進事業 1,884 ■デマンド交通受付業務消耗品費 35,255 ■山麓周遊バス実証実験費 3,000,000 ■ライドシェア実証実験 14,302,597
2 広報費	0	0	0	26,950	26,950	26,950
3 予備費	0	0	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	0	0	
歳出合計	69,784,000	0	69,784,000	63,930,160	▲ 5,853,840	

※運行委託費 = 運行経費 - 運賃収入

3 収 支

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
歳 入 総 額	63,930,160	
歳 出 総 額	63,930,160	
歳入歳出差引額	0	

会 計 監 査 報 告 書

令和7年度駒ヶ根市地域公共交通協議会歳入歳出決算について、監査を実施し、関係書類を精査した結果、適正かつ正確に処理されていたことを報告します。

令和 8年 5月 19日

駒ヶ根市地域公共交通協議会

監 事 堀越 晃滋 印

監 事 小松 泉 印

※両監査員には、報告書に押印・自署いただいておりますが、個人情報保護（印影）のため、原本の添付は差し控えております。

令和7年度 こまタク(こまがねデマンド型乗合タクシー)運行実績

(1)純利用実績(令和8年3月31日現在)

① 男女別 (人)

	R06	R07	割合
男	51	50	24%
女	152	155	76%
計	203	205	100%

※R06年度対比: +2人

② 年齢別 (人)

	R06	R07	割合
～59歳	15	15	7%
60～69歳	9	8	4%
70～79歳	37	41	20%
80～89歳	101	104	51%
90歳～	41	37	18%
計	203	205	100%

※2025.4.1時点の年齢で算出

③ エリア別 (人)

エリア	R06	R07	割合
アイウ	56	50	24%
エオ	147	155	76%
計	203	205	100%

< まとめ >

- ① ・女性の利用者が76%
 ・割合:前年度から大きな変化はなし
 ・純利用者数:対前年比+2人
- ② ・70歳以上の利用者が約90%
 ・割合:前年度から大きな変化はなし
- ③ ・竜東エリアの利用者が減少
 ・竜西エリアは微増

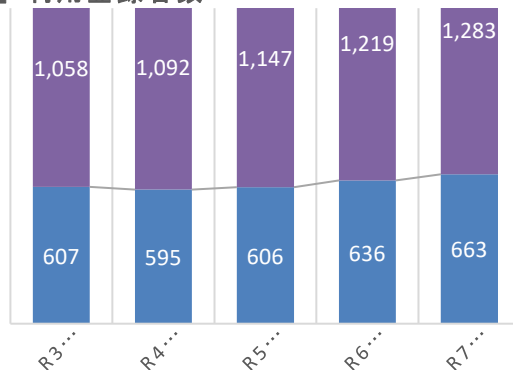
(2)利用実績(令和8年3月31日現在)

【A】利用登録者数 (人)

エリア	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末
アイウ	607	595	606	636	663
エオ	1,058	1,092	1,147	1,219	1,283
計	1,665	1,687	1,753	1,855	1,946

※R7年3月対比: +91人

【A】利用登録者数



【B】純利用者数 月平均 (人)

	R03	R04	R05	R06	R07
計	116	118	109	100	101

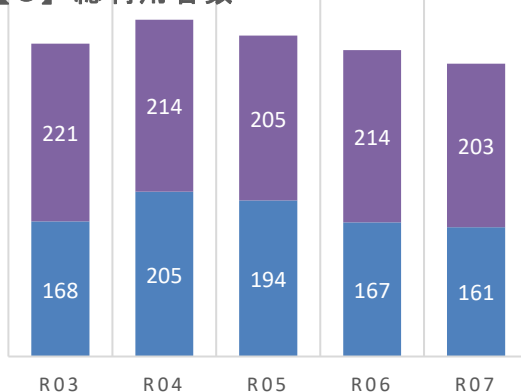
※R06年度対比: +1人

【C】総利用者数 月平均 (人)

エリア	R03	R04	R05	R06	R07
アイウ	168	205	194	167	161
エオ	221	214	205	214	203
計	389	419	399	381	364

※R06年度対比: -17人

【C】総利用者数



【D】1便当たり平均乗車人数

エリア	R03	R04	R05	R06	R07
アイウ	1.6	2.2	2.7	2.4	2.3
エオ	1.7	2.1	2.9	3.1	3.1
平均	1.7	2.2	2.8	2.8	2.7

※R06年度対比: -0.1人

【E】各停留所の利用状況

停留所名	利用者数
昭和病院	696
前澤外科内科CL	292
山村眼科整形	864
つちかね整形	158
駒ヶ根駅	463
郵便局	59
市役所	123
ふれあいC	77
Aコープ駒ヶ根	356
ベルシャイン	579
テリシア駒ヶ根店	257
駒ヶ根泌尿器科CL	24
木下医院	6
神戸医院	30
JA駒ヶ根東	0
中沢支所	0
すこやかCL	0
マルトシ東伊那	0
東伊那支所	0
秋城医院	50
かしの実CL	8
中谷内科医院	265
高山内科CL	39
座光寺内科CL	7
須田医院	16

共通停留所

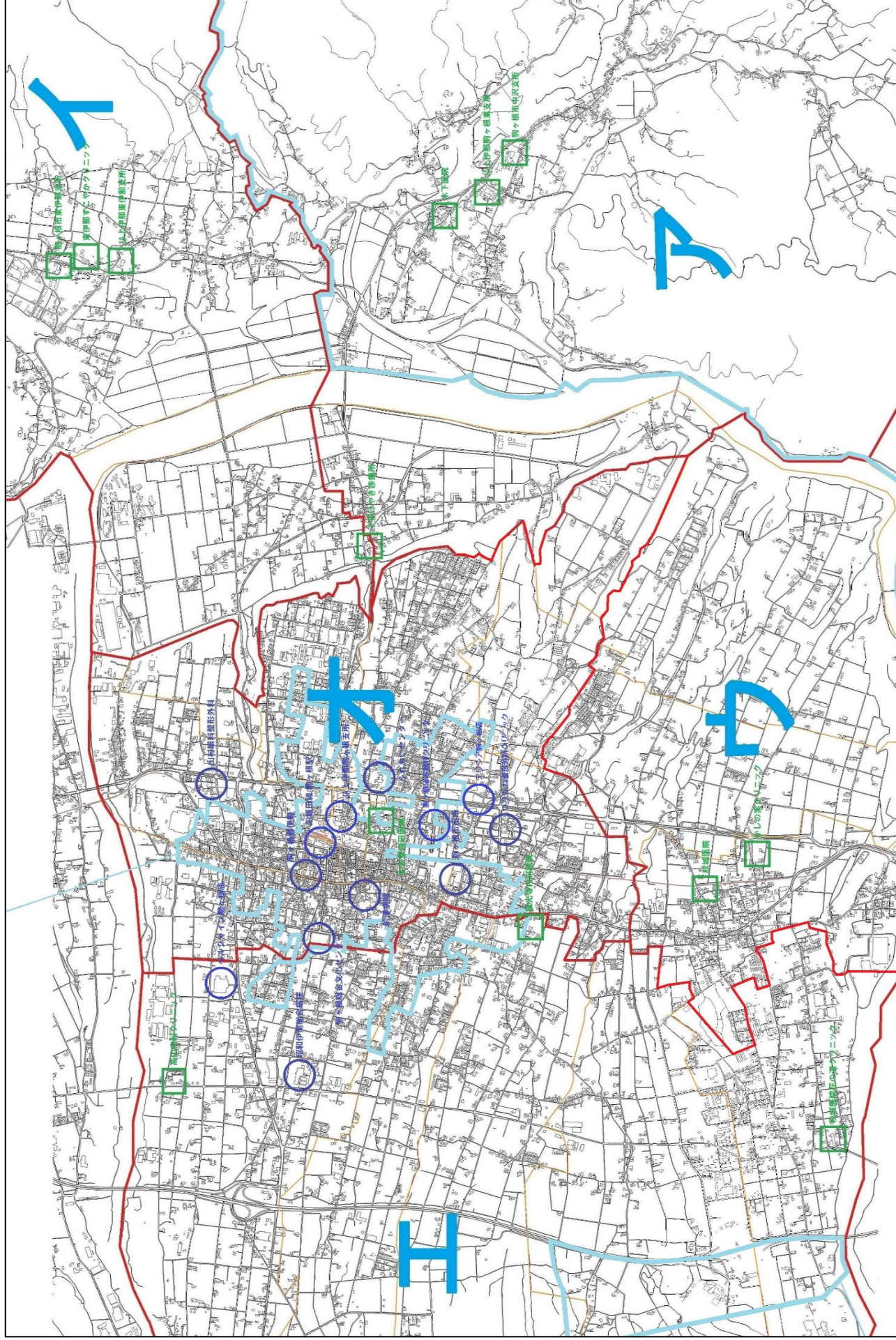
< まとめ >

- 【A】利用登録者数:対前年度末比+91人
 【B】純利用者数(月平均):対前年比+1人
 【C】総利用者数(月平均):対前年比-17人
 【D】1便当たりの平均乗車人数:対前年比-0.1人
 【E】停留所(TOP5):①山村眼科整形 ②昭和病院 ③ベルシャイン
 ④駒ヶ根駅 ⑤A・コープ駒ヶ根

【こまタク】

平日毎日運行(お盆・年末年始除く)、4便/日(往路1便 8:30、往路2便 10:00、復路1便 12:00、復路2便 13:30)の運行

予約により、往路は「自宅から停留所」、復路は「停留所から自宅」へ、乗合による送迎



運転免許証自主返納支援事業実績

(1) 事業目的

高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証の自主返納の推進を支援するもの。（平成 29 年度事業開始）

(2) 事業概要

<対象者>

- ① 駒ヶ根市内に住民登録されている人
- ② 運転免許証の全てを自主返納した人

<支援内容>

こまタク乗車券 1 万円分（400 円/回×25 回分）

(3) 支援状況

【A】男女別

性別	R05	R06	R07	割合
男性	16	25	22	40%
女性	29	43	41	60%
計	45	68	63	100%

【B】エリア別

地区エリア		R05	R06	R07	割合
ア	中沢区	4	7	10	11%
	下平区（第 1・3・4・5・6・11・12）				
イ	東伊那区	2	4	2	7%
	下平区（第 7・8・9・10・14）				
ウ	市場割区（宮の前・美里を除く）	4	8	4	8%
	上赤須区、中沢区吉瀬				
エ	福岡区、北割 1 区・2 区	18	18	23	33%
	中割区、南割区				
オ	町 1・2・3・4 区、市場割区宮の前・美里	17	31	24	41%
	上穂町区、小町屋区、下平区第 2・13				
計		45	68	63	100%

【C】年齢別

年齢層	R05	R06	R07	割合
～49 歳	0	0	0	0.3%
50～59 歳	1	0	1	0.7%
60～69 歳	1	2	0	1.7%
70～79 歳	15	10	9	17.8%
80～89 歳	18	42	44	61.4%
90 歳～	10	14	9	18.2%
計	45	68	63	100%

【D】利用状況

年度	交付者数	実利用	割合
令和 7 年度	63	20	24%

令和 7 年度 割引タクシー券 利用実績

(1) 制度概要

○交付対象者 65 歳以上で自動車による交通手段のない市民
「福祉タクシー券」の対象者

○交付枚数

居住地区	交付枚数※1	割引額※2
竜 西	40 枚	100 円
竜東 1	80 枚	300 円
竜東 2	120 枚	350 円

※1 年度中途の交付枚数は月割計算

※2 タクシー料金 500 円につき
割り引く金額

(2) 利用者像

①男女別

	人	割合
男	183	24.9%
女	553	75.1%
計	736	100.0%

②年齢別

	人	割合
～39 歳	12	1.6%
40～49 歳	6	0.8%
50～59 歳	26	3.5%
60～69 歳	38	5.1%
70～79 歳	140	19.2%
80～89 歳	334	45.2%
90 歳～	180	24.6%
計	736	100.0%

※R 8. 3. 31 時点の年齢

③地区別

	人 (a)	割合	高齢人口 (b)	(a/b)
南 割	12	1.8%	311	4.2%
中 割	27	3.6%	410	6.6%
北割 2	40	5.4%	561	7.1%
北割 1	62	8.5%	830	7.6%
小町屋	51	8.1%	630	8.1%
福 岡	64	6.9%	1,092	5.9%
市場割	51	7.2%	527	10.1%
上赤須	40	5.4%	272	14.7%
下 平	27	3.6%	476	5.7%
町 1	34	4.6%	331	10.3%
町 2	95	13.6%	1,070	9.0%
町 3	48	6.5%	459	10.5%
町 4	43	5.8%	567	7.6%
上穂町	51	6.9%	570	8.9%
中 沢	58	7.8%	997	5.8%
東伊那	33	4.5%	636	5.2%
計	736	100.0%	10,111	7.3%

※R 8. 3. 31 現在の高齢者人口

(外国人含む、施設入所者除く、市福祉課提供)

(3) 利用実態

【A】交付者数

	R 5	R 6	R 7	前年比
竜 西	1,114	1,184	1,195	100.9%
竜東 1	133	120	120	-
竜東 2	49	44	47	106.8%
計	1,296	1,348	1,362	101.0%

【B】利用者数

	R 5	R 6	R 7	前年比
竜 西	707	603	650	107.8%
竜東 1	80	60	59	98.3%
竜東 2	31	28	27	96.4%
計	818	691	736	106.5%

【C】利用枚数

	R 5	R 6	R 7	前年比
竜 西	15,577	15,844	15,363	97.0%
竜東 1	3,584	3,427	3,112	90.8%
竜東 2	2,328	2,167	2,191	101.1%
計	21,489	21,438	20,666	96.4%

※【市負担額】R 6 : 2,968,200 円 ⇒ R 7 : 2,953,600 円 (前年比-14,600 円)

<まとめ>

【①②】利用者の 7 割以上が女性であり、70 歳以上の高齢者の利用が 9 割を占める状況。

【A B C】交付者数・利用者数は上昇しているが、利用枚数は減少。

令和 7 年度 福祉タクシー券 利用実績

(1) 制度概要

○交付対象者 自動車による交通手段がない次の市民

- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級又は 2 級の方
- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 3 級（視覚障害、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害及び呼吸器機能障害に限る。）の方
- ・特定疾患受給者証若しくは精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けた方、又は慢性関節リュウマチの患者
- ・介護保険の要支援又は要介護認定を受けている方
- ・65 歳以上の高齢者で市民税非課税世帯の方

○交付枚数

居住地区	交付枚数※1	金額※2
竜 西	12 枚	500 円
竜東 1	24 枚	
竜東 2	36 枚	

※1 年度中途の交付枚数は月割計算

※2 タクシー料金の支払いに使える
1 枚 500 円の金券

(2) 利用実態

【A】交付者数

	R 4	R 5	R 6	R 7	前年比
高齢者	958	925	933	1,016	108.9%
障がい	161	167	162	176	108.6%
計	1,119	1,092	1,095	1,192	109.2%

	【B】交付枚数			【C】利用枚数			【D】利用率		
	R 6	R 7	前年比	R 6	R 7	前年比	R 6	R 7	前年比
高齢者	11,886	12,716	107.0%	5,856	6,027	102.9%	49.3%	47.4%	-1.9%
障がい	2,055	2,155	104.9%	870	1,056	121.4%	42.3%	49.0%	+6.7%
計	13,941	14,871	106.7%	6,726	7,083	105.3%	48.2%	47.6%	-0.6%

※【市負担額】 R 6 : 3,363,000 円 ⇒ R 7 : 3,541,500 円（前年比+178,500 円）

<まとめ>

■交付枚数は増加しているが、全体の利用率は減少。

■市負担額は、割引・福祉タクシー券合わせて、163,900 円増加。

(1) 地域公共交通網の整備に関する目標

目標 1-1 こまタク運行エリアによる人口カバー率

使用するデータ	数値目標			達成状況		評価
施策対象人口／全人口	100%			100%		◎
各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	(曜日運行)	100%	100%	100%	100%	100%
実績値	—	100%	100%	100%	100%	100%
コメント	こまタク運行範囲は全市域を網羅しており目標を達成しているため「◎評価」とする。					

目標 1-2 市街地巡回系システムの運行

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
—	計画期間内に運行開始	検討中	△
コメント	市街地巡回系システムについては、昭和伊南総合病院の移転計画が具体化した段階で併せて取り組むこととしていた。令和4年度末に新病院建設の基本計画が策定され、移転候補地が発表されたことから、令和5年度において巡回バスの検討資料を作成し、関係者間で具体的検討に着手したところである。令和6年度においては、設計の見直しが生じ、病院開業が当初の令和9年度から令和11年度以降に変更されたため、資料も更新をしている。令和7年度には、次期計画のなかで市街地巡回システムを導入することを改めて掲げたところである。本計画期間内の運行開始には至らなかったが、検討は進められている。		

目標 1-3 山麓周遊系システムの運行

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
—	計画期間内に運行開始	実証運行を継続	○
コメント	令和3年度より実証を続けており、令和7年度は前年度の運行内容をベースに立ち寄り施設数を増やし、運行本数も8便に増やした。一方で、本格運行を見据えて収益性を高めるため、平日の運行を減らし、(金)～(月)の週4日運行とした。これにより1日あたりの利用者数は向上した。地域の観光関係者らの理解も高まっており、次期計画においても、本格運行に向けて検討を進めていくことが、協議会で決定した。		

目標 1-4 通学困難世帯の補助対象区域にある高校生世帯への支援実施率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
支援実施世帯数／対象地区世帯数	80%以上	実施に至らずも別施策立案	△
コメント	次期計画のなかでは、通学困難地域の高校生を含む地域住民が利用できる公共交通として「竜東バスの導入」を掲げたところである。具体的には竜東振興拠点が整備される令和11年度に、高校の通学に利用可能な路線と位置づけている。当該支援施策については計画期間内の運用には至らなかったものの、代替策が立案できたため「△」評価とする。		

(2) 地域公共交通の利用実績に関する目標

目標 2-1 こまタクの登録者数

使用するデータ		数値目標		達成状況		評価
登録者数データ		基準年(R2)から2%ずつ増 1,851人		1,946人 前年比99人増(+4.9%) 達成率105%		◎
各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	—	1,710	1,744	1,779	1,815	1,851
実績値	1,676	1,665	1,687	1,753	1,855	1,946
達成率	—	97%	97%	99%	102%	105%
コメント	こまタクの登録者数は、毎日運行化による利便性の向上や免許返納支援事業等の効果で全体的には増加傾向にあるが、コロナ禍等の影響で令和3年度に一時減少に転じたほか、増加割合にもやや鈍りがあり、令和5年度までは目標数をやや下回る状況が続いていた。しかし、令和6～7年度については、前年比5%程度の上昇がみられ、目標も上回ったため「◎評価」とする。高齢ドライバーの自家用車からの転換などが進みつつあるものとみられる。					

目標 2-2 こまタクの利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 5,672人	4,369人 前年比 -195人(-4.3%) 達成率77%	×

各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	—	5,240	5,345	5,452	5,561	5,672
実績値	5,137	4,659	5,019	4,777	4,564	4,369
達成率	—	89%	94%	88%	82%	77%

コメント 令和2～3年度はコロナ禍により、利用者が大きく減少していたが、令和4年度は回復し、前年度比約8%の増加となった。しかし、令和5～7年度は再び減少に転じており、3年続けて4～5%程度の減少となっている。目標値に対する達成率は77%にどまるため「×評価」とする。令和5年度においては、一過性の減少という見方もあったが、令和6、7年度も同様であるため、効果的な対策が必要といえる。目標2-1に記した通り、登録者数は増加していることから、新しく登録はしたが実際には使っていないというケースや、登録者全体としての利用頻度が落ちているというケースが考えられる。次期計画のなかでは、福祉部門とも連携した単身高齢者への働きかけなども掲げており、これらを推進していくことが求められる。

目標 2-3 こまタクの稼働率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間運行実績データ	80%[日4便の運行形態において]	85.2% 前年比+0.6ポイント 達成率107%	○

各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	—	80%	80%	80%	80%	80%
実績値	84.2%	80.9%	85.2%	88.5%	85.8%	85.2%
達成率	—	101%	107%	111%	107%	107%

コメント 令和3年度はコロナ禍により80.9%まで低下したが、令和4年度以降は回復し、令和5年度は88.5%に達した。一方、令和6、7年度は目標2-2に記した利用者数の減少にも呼応して減少し、85%台と令和5年度からは3ポイント程度減少している。目標値としている80%を上回ったため「○評価」とするが、稼働率が目標に達しても、利用者数が下回っている状態であるということは、事業効率としては好ましい状態ではなく、改善が求められる。対応の方向性は目標2-2に記した通りで、次期計画のなかで引き続き取り組んでいくことが重要といえる。

目標 2-4 こまタクの収支率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間運行実績データ	基準年(R2)から2ポイントずつ増 9.0%	7.6% 前年比-0.3ポイント 達成率81%	△

各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	8.2%	8.4%	8.6%	8.8%	9.0%	9.4%
実績値	8.2%	7.8%	8.3%	7.9%	7.9%	7.6%
達成率	—	93%	97%	90%	88%	81%

コメント 目標2-2に示した通り、利用者数が減少してきているため、これに呼応するかたちで収入も減少し、収支率については、前年比-0.3ポイントの7.6%となった。目標値としては年々増加させることを掲げているため、年々乖離が大きくなってきており、やや厳しい状況といえる。公共交通政策は交通不便者を支援するための福祉的な側面も強く、収支率に固執する必要は少ないものの、評価としては「△」とする。いずれにしても、推移を管理していく指標ではあり、今後も利用促進に努めていくことが必要である。

目標 2-5 割引タクシー券の利用枚数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 26,727枚	21,438枚 前年比-51(-0.2%) 達成率80%	×

各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	—	25,185	25,689	26,203	26,727	27,262
実績値	24,691	24,015	23,198	21,489	21,438	20,666
達成率	—	95%	90%	82%	80%	76%

コメント 割引タクシー券の利用枚数は、計画期間内を通じて減少傾向が続いている。コロナ禍以降の回復もみられず、8年連続の減少となっている。目標値に対する達成率も76%と低く、「×評価」とする。目標2-2のこまタクの利用者数とあわせ、公共交通の利用自体がやや低調になってきているといえる。タクシー券配布は一般に、利用が増えるほどに支出も増えるため、予算が見込みづらく、想定を超える利用は財政的に厳しいという側面もあるが、使ってもらってこそその施策であり、こまタク利用との組み合わせや福祉タクシー券との施策統合など、相乗効果を生むような仕組みづくりも必要といえる。

目標 2-6 駒ヶ岳ロープウェイ線の利用者数

使用するデータ		数値目標		達成状況		評価
年間利用者数データ		基準年(R1)から3%増 (5ヶ年で3%増) 177,784人		199,145人 前年比+32,838人(+20%) 達成率112%		◎
各年度データ	基準年(R01)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	—	173,642	174,677	175,713	176,749	177,784
実績値	172,606	112,034	150,921	175,111	166,307	199,145
達成率	—	65%	86%	100%	94%	112%
コメント	駒ヶ岳ロープウェイ線は、コロナ禍によって令和4年度までは目標を大きく下回る状況が続いていたが、令和5年度以降は観光需要が回復し、令和7年度においては、前年比20%、プラス3.2万人と大きく増加し、目標値も上回った。観光入込みは、天候やその年の紅葉の色づきなどの不確実な要素もあり、難しい面もあるが、インバウンド需要にも対応してきており、今後も期待できるものと考えられる。					

目標 2-7 市民全体でのJR飯田線の利用頻度「月1回以上利用」

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る 市民アンケート調査	9%(5ヶ年維持)	5%	×
コメント	令和2年度の地域公共交通計画策定時がコロナ禍で、当該年のアンケートの値を基準値とすることが難しかったことから、平成27年度に策定した地域公共交通網形成計画における指標を継続させた経緯がある。令和6年度に実施したアンケート結果では、コロナ禍に実施した調査の4%よりは若干増加したものの、目標値は大きく下回り5%となった。テレワークなどライフスタイルも変化し、鉄道利用の中心である高校生も少子化により減少傾向にあるなかで厳しい状況といえる。飯田線は上伊那・下伊那地域全体の重要な南北軸であり、地域一丸となつての利用促進などが求められる。		

目標 2-8 市民全体での高速バスの利用頻度「月1回以上利用」

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る 市民アンケート調査	8%(5ヶ年維持)	3%	×
コメント	目標設定の経緯は、上記2-7と同様である。令和6年度に実施したアンケート結果では、コロナ禍に実施した調査の3%と同等で、目標値を大きく下回るものとなった。高速バスについても、コロナ後のライフスタイルの変化により、以前ほどの利用はなくなっていることがうかがえる。高速バスも地域の重要な広域交通網と位置づけているため、地域一丸としての利用促進が求められる。		

(3) 観光振興に対する目標

目標 3-1 観光乗合タクシーの事業化

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
販売実績データ	計画3年目までに事業化	未実施	×
コメント	事業の実施主体となることを見込んでいた伊南DMOの設立が断念されたことから、計画期間内の実施は難しいとみられる。しかしながら、竜東方面をはじめとした公共交通ネットワークの弱い地域の観光振興などには重要な施策でもあり、着地型商品などを企画する地域内の事業者との連携を模索していくことが必要と考えられる。加えて、令和6～7年度に実証した公共ライドシェアも観光輸送に効果を上げることが期待できるため、引き続き検証を進めていく。		

目標 3-2 観光乗合タクシーの利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	事業初年度50組 以降前年比5%増	未実施	×
コメント	目標3-1の通り、観光乗合タクシーについては先行きの不透明感が強かったことから、令和5年度までは「未評価」としていたが、期間内の事業化は困難と判断し、今回より、「×評価」と位置づけている。一方で、前項にも記した通り、公共ライドシェアによる解決も視野に入れていくことが期待される。		

(4) 地域公共交通の利用促進・意識醸成に関する目標

目標 4-1 公共交通フォーラム・イベント開催回数

使用するデータ		数値目標		達成状況		評価
年間開催回数		毎年1回以上		イベントほか説明会実施		△
各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	－	1回以上	⇒	⇒	⇒	⇒
実績値	1回	1回	1回	－	1回	－

コメント	令和7年度も、令和6年度に実施した「のりもの体験会」を企画し、準備を進めたものの、ロープウェイ線バスの林道区間における工事の関係で、車両繰り、人員繰りが厳しく、実施を断念した経緯がある。計画期間内を通じては3回の事業を開催したため、総合的には「△評価」とする。
------	--

目標 4-2 住民意見交換会開催回数

使用するデータ	数値目標		達成状況		評価	
年間開催回数	毎年5回以上		1回		△	
各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	—	5回以上	⇒	⇒	⇒	⇒
実績値	3回	実施なし	実施なし	実施なし	5回	1回
コメント	令和7年度は、3月に「ほのぼのサロン」にて説明会を1回開催した。計画に掲げた回数には至らないため「△評価」とする。					

目標 4-3 公共交通を住民が支えていく意識

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る 市民アンケート調査	「地域住民で負担してサービス保持」という回答30%以上	21%	×
コメント	平成27年度に策定した地域公共交通網形成計画における指標を継続しており、前回令和2年度の調査では31%と目標値を上回った経緯がある。令和6年度においては実施した市民アンケートでは、この回答が21%と目標値を大きく下回る結果となり「×評価」と位置づける。昨今、運転手不足などにより、バスが運休を余儀なくされる報道が多く、公共交通が地域の重要な社会基盤だという認識は定着してきている感もあるが、「地域住民自らが支える」という意識にはつながりにくいものとも考えられる。次期計画のなかでも、パンフレット作成など、公共交通の重要性を打ち出していくことを掲げており、これらを推進していくことが求められる。		

(5) 地域公共交通の維持・永続性担保に関する目標

目標 5-1 公共交通関連の行政負担額

使用するデータ	数値目標			達成状況		評価
各年度普通会計決算	3,800万円以内			3,775万円 前年比-6.3%		◎
各年度データ	基準年(R02)	R03	R04	R05	R06	R07
目標値	3,800万円	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実績値		3,704万円	3,833万円	3,891万円	4,047万円	3,775万円
コメント	市の主たる公共交通施策であるこまタクの運行事業費のほか、その他の付帯事業や会議費などを合計した公共交通関連の年間費用は、令和7年度においては3,775万円となった。計画期間内のこの5年間においては、運行事業に必要な各種資機材が高騰し、これに伴い人件費なども上昇したため、当初目標に沿った事業運営自体が難しく、評価しづらい指標といえる。このような背景はあるものの、令和7年度の行政負担額については前年度から6.3%圧縮されている。この要因としては、こまタクの稼働率が落ちたことによる運行費用の低減のほか、令和6年度は計画策定に伴う委託費用などが大きかったことによるものである。目標額のなかに収めたことから「◎評価」と位置づける。 なお、次期計画のなかでも、行政負担額の目標設定はしており、現行水準を基準としながら、利便性向上のために、必要な負担は行っていくことを掲げている。					

評価の考え方

◎	数値目標を達成し効果があった
○	数値目標は達成したが改善が求められる
△	数値目標が達成できなかった
×	数値目標を著しく下回った/事業等が実施できなかった

公共ライドシェア実証実験事業について

1. 目的

昨今のタクシードライバーの乗務員不足及び高齢化及び移動ニーズの多様化から、市内における交通手段の確保を目指すことを目的に、令和 6 年度と令和 7 年度に公共ライドシェア実証実験を行い、一定の需要とシステムの有用性を確認したところである。一方で、交通弱者である高齢者や観光客への周知不足や既存の交通との役割分担が明確でなかったなど課題も残った。

そこで今年度は、福祉分野・観光分野と連携を図り、地域ニーズに応じた持続可能な交通体系の構築およびタクシー輸送の補完による移動機会の確保を目的に公共ライドシェア実証実験を行う。

2. 概要

○令和 6 年度

項目	内容
実施形態	公共ライドシェア (道路運送法第 78 条 2 号) (事業者協力型)
稼働期間	2026/01/15～3/1
稼働エリア	発着共に駒ヶ根市内
運行時間	平日：午前 8 時～10 時 30 分 金・土： 午後 9 時 30 分～午前 0 時
予約時間	当日のみ 乗車希望の 30 分以降可能
運行方式	調査により特定した交通空白 時間のみ運行
運賃設定	タクシー料金+迎車料金¥200
運賃配分	ドライバー：50% タクシー事業者：30% 協議会：20%
送迎件数	7 件
ドライバー数	13 名

○令和 7 年度

項目	内容
実施形態	公共ライドシェア (道路運送法第 78 条 2 号)
稼働期間	2026/09/01～12/27
稼働エリア	発着共に駒ヶ根市内
運行時間	午前 8 時～午前 0 時
予約時間	当日のみ 乗車希望の 30 分以降可能
運行方式	タクシー優先配車
運賃設定	タクシー料金+迎車料金¥200
運賃配分	ドライバー：50% 協議会：50%
送迎件数	56 件
ドライバー数	14 名

○令和 8 年度

項目	内容
実施形態	公共ライドシェア（道路運送法第 78 条 2 号）
稼働期間	2026/08/01～12/25（予定）
稼働エリア	発着共に駒ヶ根市内
運行時間	午前 8 時～午前 0 時
予約時間	当日のみ、乗車希望時刻の 30 分前から可能
運行方式	タクシー優先配車
運賃設定	タクシー料金+迎車料金 200 円
運賃配分	ドライバー：50%、協議会：50%
連携体制	【駒ヶ根観光協会】観光移動ニーズの調査 【社会福祉協議会】高齢者に対する説明会

運行体制

実施主体	駒ヶ根市地域公共交通協議会
運行管理・運用支援	オムロンソーシアルソリューションズ(株) (予定)
連携団体	福祉：駒ヶ根市社会福祉協議会 観光：(一社) 駒ヶ根観光協会
ドライバー雇用形態	委託契約
登録ドライバー	第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講

3. スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
協議会	協議会合意	運行内容策定		実証実験						
委託事業者	契約	システム構築		運行管理					検証・報告	
				ヒヤリング調査						
共同				広報・登録募集						
				ドライバー募集・講習						

4. 期待される効果

- ① 駒ヶ根版ライドシェアの仕組みの構築
- ② 将来的な市民及び観光客等の移動手段の確保
- ③ 持続可能な交通サービスの構築に向けた知見の蓄積

5. 効果検証

実証実験結果を踏まえて将来的なライドシェアの導入の検討及び、こまタクや割引タクシー券、福祉輸送など現行の移動サービスを総合的に分析して、今後の駒ヶ根市における公共交通の方向性を検討する。

6. 予算（協議会）

支出

システム構築・運用費	4,253 千円
広告宣伝費	1,430 千円
車両・設備関連費	305 千円
運行管理料	2,465 千円
導入支援料	3,360 千円
コンタクトセンター利用料	1,433 千円
ヒヤリング調査料	660 千円
ドライバー講習料	260 千円
公共ライドシェア保険	200 千円
合計（支出）	14,366 千円

収入

国庫補助	12,300 千円
市負担金	1,966 千円
運賃収入	100 千円
合計（収入）	14,366 千円

7. 補助金

国交省 令和 8 年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
（「交通空白」解消タイプ）

補助率：500 万円まで定額、超える部分の 2／3

※他分野の関係者が実質的に運行に関わる場合、定額上限を 750 万円に引き上げ

■事業の概要①【全般】

項目	内容
実施形態	公共ライドシェア（道路運送法第78条2号）
実施主体者	駒ヶ根市地域公共交通協議会
運行管理（予定）	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社（OSS） → 再委託
実施支援（予定）	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社（OSS） 1.コンサルティング（交通ニーズの調査、スキーム設計、実現性と必要性の検証） 2.システムの提供（配車システム、運行管理システム、ドライバーアプリ、ユーザーアプリ） 3.研修（ドライバー業務及びアプリ操作、ユーザー操作研修） 4.実証実験支援（協議会、運行管理事業者、ドライバー説明、住民説明） 5.システムの運用サポート・保守・障害対応支援（コールセンターの設置、販促物の提供、車載機器（ドラレコ、アルコールチェッカー、車両マグネット等）の手配）

■事業の概要②【運行方法】

2

項目	内容
稼働期間	令和8年8月1日(土)～12月25日(金)
稼働エリア	発着共に駒ヶ根市内【区域運行】
運行時間	8：00～24:00(予約：乗車希望時刻の30分前より予約可能)
運行方式	タクシー優先配車
配車方法	アプリ及びコールセンター
決済方法	クレジットカード及び現金
運賃設定	タクシー料金＋迎車料金200円（長野交通圏以外のタクシー料金）【距離制】 最初の1.19km：700円、229mごとに：100円、深夜料金は通常運賃の2割増、キャンセル料900円
運賃配分割合	ドライバー50％、協議会50％

■事業概要③【車両保険】

方式	優先補償（ドライバーが加入する保険に優先して根本から補償する）
内容	対人・対物を無制限で補償
保険料	1台あたり450円/日
その他	車両保険はドライバーが加入する保険で対応

■事業概要④【運行管理業務】OSS → 再委託

ドライバー点呼（運行前後）	遠隔点呼【体調、酒気帯び、運行上の注意事項】
事故時 1 次対応	電話対応、ドライバー・利用者フォロー
運行管理	気象状況による安全確保指示、ドライバー乗務記録作成指示・管理

■事業概要⑤【ドライバー】

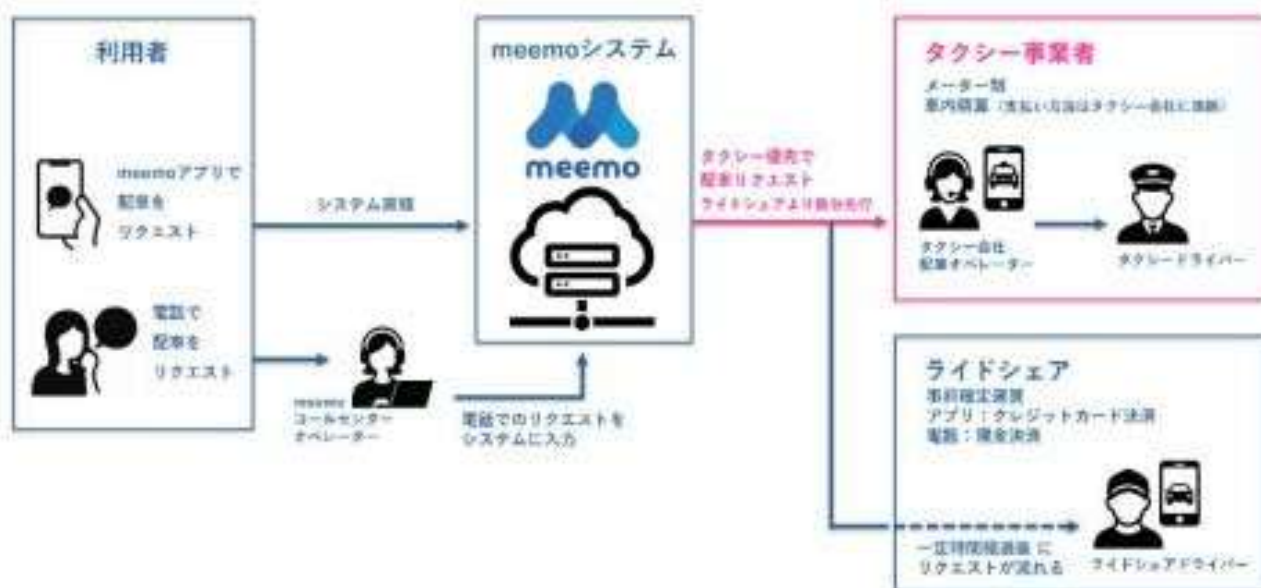
契約形態	業務委託契約（委託者：駒ヶ根市地域公共交通協議会）
登録条件	・市内または近隣市町村に在住又は在勤 ・自家用車を所有（定員4名以上、10名以下） ・21歳以上、75歳以下（2026年3月末時点） ・普通自動車第一種免許取得後3年以上、2年以内に免許停止処分がない ・任意保険に加入 ・会社員の場合は副業が可能など、運転業務に制約がない ・スマホを所有
運転者の資格要件 (いずれか)	1.普通自動車第二種免許 2.福祉有償運送運転者講習 3.交通空白地有償運送運転者講習
ドライバー報酬	運賃50%・燃料代（運行距離1キロあたり37円）

■meemoアプリのイメージ



■meemoシステムにおけるタクシー優先配車の流れ

利用者からの送迎依頼はタクシー事業者のアプリに優先的に届きます。
対応が難しい場合、RSドライバーのアプリに送迎依頼が届きます。



■帰庫点呼の自動化について

令和7年度実証結果

- ①夜間対応による事業者負担の増大
- ②運行前後の点呼業務によるドライバーの負担



帰庫点呼の自動化

運行前（従来どおり）



オンライン対面

- ・アルコールチェック
- ・健康状態
- ・車両の確認
- ・運行上の注意事項等

運行後



専用アプリに入力

- ・アルコールチェック
- ・運行上の特筆事項 等

■流れ（イメージ図）

□利用者【アプリ事前登録要】

①利用者から発着の予約

アプリ/コールセンター

②予約受付

同時に料金目安表示

③マッチング

ドライバーが準備完了した後

④発車先に迎え

乗車

⑤到着

料金引落とし（クレジット）/現金払い

□ドライバー【ドライバー登録要】

①依頼を受ける

アプリに依頼を受信

②運行前点呼

アプリと電話で点呼

③予約先へ移動

利用者と合流・目的地へ

④到着

アプリ予約はクレカ/コールセンターは現金

⑤運行後点呼（すべて終了後）

乗務記録の記入

□運賃

運賃受領

クレカ

現金

協議会（運賃一括受領）

ク：システムより

現：運転手持参

口座振込（翌月末）

協議会⇒ドライバー

■ 運賃設定の基準について

資料 9 - 3

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（一部改正 国自旅第72号 令和6年4月26日 通達）

2. (3) イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
- 同ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- 上記に基づいて料金設定を行う。

● 公共ライドシェアに伴う必要経費（運行実費分）	A（実費想定分）	B（A以外の経費）	備考
人件費	100,000	直接経費a	0.5
保険料	330,750	430,750	450*147*5
1.システム利用料（配車システム、運行管理システム、ドライバーアプリ、ユーザーアプリ）	2,493,332		
2.コールセンターの設置（アプリ利用不可者）	1,433,300		
3.車載機器（ドラレコ、マグネット、アルコールチェッカー）	303,182		
4.運行管理料	2,465,320		
	実費料金A	7,125,884	
5.広告宣伝費（チラシ、ホームページ作成）		1,430,000	
6.初期設定料（スキーム構築）		1,760,000	
7.導入支援料（運行サポート）		3,360,946	
8.ニーズ調査費（交通空白調査）		660,000	
9.ドライバー講習料		350,000	
		その他料金	7,560,946

上記のとおり、運行経費の実費分として712万円かかることが予定されていることから、運送の対価はタクシー運賃額を上限（同額）とし、不足分は国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト補助金及び市の補助金で対応する。なお、運賃の5割分については任意保険料等を協議会負担として充てたい。

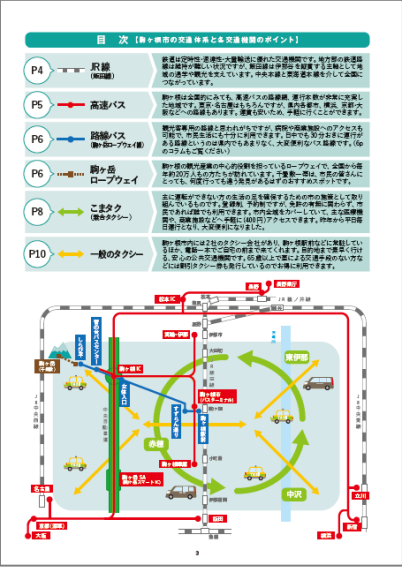
【参考】 運賃による協議会収入見込み

2,000円×100件＝200,000円 内、協議会5割＝100,000円

駒ヶ根市 R8 公共交通パンフレットの作成について

◆冊子構成

[前回:H29年度版](全12ページ)



[今回:R8年度版]

1	表紙:イラスト／公共交通利用のメッセージ
2	見開き 1 目次(兼)交通体系案内・全体マップ
3	見開き 2 公共交通の重要性・利用促進・免許返納など
4	見開き 3 JR飯田線時刻表(接続案内含め)
5	高速バス時刻表
6	ロープウェイ線・山麓周遊バス案内
7	こまタク利用案内
8	裏表紙:一般のタクシー利用案内 割引タクシー券・福祉タクシー券案内

◆スケジュール

5月	中旬	構成・内容検討
	下旬	//
6月	上旬	レイアウト ラフ案作成
	中旬	// 内容具体化=時刻表データ取得 記述内容など
	下旬	印刷用デザイン制作
7月	上旬	//
	中旬	初稿完成 確認 二稿作成
	下旬	校正・最終調整
8月	上旬	校了 印刷所入稿 納品(お盆前)

R 8 駒ヶ根山麓周遊バス事業

資料 1 1

運行時期：7月18日（土）～11月8日（日）の土・日・祝日（8/8～16のみ毎日）＜45日間＞

運賃：1乗車500円・**1日券1,000円**（小学生以下無料）

車両：オープントップバス 最大24人乗り ※裏面参照

運行ルート・停留所・ダイヤ案

1周走行距離 約21km

	第 1 便	第 2 便	第 3 便	第 4 便	第 5 便	第 6 便
1 駒ヶ根ファームス	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10 発
2 大沼湖	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12 着
3 大沼湖	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13
4 光前寺	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15
5 光前寺	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16
6 露天こぶしの湯	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19
7 露天こぶしの湯	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20
8 養命酒駒ヶ根工場	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30
9 養命酒駒ヶ根工場	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31
10 JICA駒ヶ根	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34
11 JICA駒ヶ根	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35
12 ビアンデさくら亭	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44
13 ビアンデさくら亭	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45
14 マルス駒ヶ岳蒸溜所	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55
15 マルス駒ヶ岳蒸溜所	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56
16 こまゆき荘	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58
17 こまゆき荘	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59
18 ぴんころ神社	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01
19 ぴんころ神社	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02
20 こまくさの湯	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03
21 こまくさの湯	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04
22 駒ヶ根ファームス	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06

【変更点】

変更点	令和7年度	令和8年度
運行日	金・土・日・月・祝日（8月は毎日）	土・日・祝日（8/8～16）
運賃	1日券1,500円	1日券1,000円
運行便	1日8便	1日6便
停留所	12か所	11か所

※ただし、関係者との調整や国庫補助金等により変更する場合がございます。

【参考】

- ・ 駒ヶ根IC 高速バス新宿～飯田線 新宿行（発）9時50分、10時40分、11時10分、（11時～15時）毎時50分
- ・ 駒ヶ根IC 高速バス新宿～飯田線 飯田行（着）10時18分、（11時～17時）毎時35分
- ・ みすずハイウェイバス 飯田行き 9時06分、11時16分、14時16分、15時16分
- ・ みすずハイウェイバス 長野行き 9時35分、11時00分、14時35分、16時35分
- ・ RW線（しらび平→駒ヶ根駅） 菅の台BC 毎時22分、52分着
- ・ RW線（駒ヶ根駅→しらび平） 菅の台BC 毎時12分、42分着
- ・ くらすわの森 営業時間 ～18：00 マルス駒ヶ岳蒸溜所 営業時間 ～16：00

【ポイント】

- ・ 駒ヶ根ファームスをRW線との結節点として発着、特に山から下りてくる時間に合わせている
- ・ お土産、飲食、お酒、お菓子、工場見学、寺、温泉、自然と多ジャンル
- ・ メインターゲットは、宿泊登山客の前泊日、後泊日の観光
- ・ 発着点をファームスにすることで、利便性の向上

【車両】

- ・ 小型バスを改造した天窓開閉式のオープントップ
- ・ 車体には、スポンサー企業をラッピング
- ・ バス停もスポンサー企業募集予定
- ・ キャッシュレス決済可能（PayPay、d払い、auPAY、メルペイ）
- ・ 自動音声案内による観光ガイド

【広報】

- ・ 市報、市HP、市LINE・メール、観光案内誌など
- ・ SNS（インスタ・Facebook）を活用

【運行ルート】



【今後のスケジュール】

3月17日	交通協議会においてR7年度予算協議
4月中	運輸局申請
6月中	運行業務委託契約締結
7月～	スタート

令和 8 年 5 月 2 7 日

(名称) 駒ヶ根市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**【地域公共交通の課題】**

駒ヶ根市の公共交通は、広域移動を担うＪＲ飯田線や高速バスを軸に、駒ヶ岳ロープウェイ線などの民営路線バス、デマンド型乗合タクシー「こまタク」、福祉輸送等により構成されている。近年は、人口減少や少子高齢化、自家用車依存の進行に加え、運転手不足や利用者減少などにより、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

駒ヶ根市では、平成13年からコミュニティバス「こまちゃんバス」を運行してきたが、都市の郊外化やライフスタイルの多様化により、市民ニーズとの乖離が進み、利用者数の減少や財政負担の増加などの課題を抱えていた。このため、平成24年度に策定した「駒ヶ根市地域公共交通総合連携計画」において、定時定路線型から、通院・買い物など交通不便者の移動支援に重点を置いたデマンド型交通へと大きく転換し、平成25年5月をもって「こまちゃんバス」の運行を終了した。

現在の駒ヶ根市においては、特に以下のような課題が顕在化している。

- ・人口減少及び少子高齢化の進行による公共交通利用者の減少
- ・高齢者単身世帯の増加に伴う通院・買い物等の日常移動需要への対応
- ・竜東地域をはじめとする人口密度の低い地域における交通不便の存在
- ・自家用車依存の進行による公共交通利用機会の減少
- ・観光、福祉、まちづくり等と連携した移動環境整備の必要性
- ・リニア中央新幹線開業を見据えた広域交通ネットワークとの接続強化

また、市街地内には段丘地形による高低差が存在し、高齢者にとって徒歩や自転車による移動負担が大きいことに加え、竜東地域では居住地が広範囲に点在していることから、効率的な公共交通の確保が課題となっている。

【目的・必要性】

これらの課題に対応し、高齢者をはじめとする交通不便者の日常生活を支えるため、駒ヶ根市では平成25年10月から「こまがねデマンド型乗合タクシー（こまタク）」の本格運行を開始し、地域実状に即した公共交通体系の構築を進めてきた。

具体的には、以下のような地域公共交通の実現を目指している。

- ・交通空白／不便地域を解消する交通
- ・都市形態や高齢者を中心とした交通弱者のニーズに即した有効的な交通
- ・無駄がなく効率的な交通
- ・市民と行政との応分の負担による持続可能な交通

特に、今後さらに高齢化が進行する中で、通院や買い物等の生活移動を支える「こまタク」を中心とした地域公共交通の維持・確保は不可欠であり、駒ヶ根市地域公共交通計画（第2期）に基づき、地域公共交通確保維持事業に継続して取り組む必要がある。

（駒ヶ根市地域公共交通計画 P81参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

日常生活に必要な移動を満たし、持続可能性のある地域公共交通として下記3点を目標とする。

- ・利用者数 4,540人以上（直近年度 R6.10～R7.9 の実績 4,451 人に対して 2%増加）
- ・収支率 8.2%以上（直近年度の実績 8.0%に対して 0.2%上昇）
- ・駒ヶ根市の財政負担 3,800 万円以内

（駒ヶ根市地域公共交通計画 P80 参照）

(2) 事業の効果

「こまタク」を運行・維持することにより、高齢者を中心とした交通弱者の日常生活（通院や買い物等）に必要な不可欠な移動手段を「有効的^{※1}」かつ「効率的^{※2}」に確保することができるとともに、外出促進・地域活性化に繋がる。

※1 要望の多い「自宅近くの運行」が完全に実現（交通空白／不便地域の完全解消）される。

※2 予約制により「予約がない場合は運行しない」、「予約に応じた経済路線の設定」が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 公共交通運行事業

- ・こまタクの平日毎日運行の継続（駒ヶ根市・事業者）
- ・バス部会・タクシー部会での改善策検討（駒ヶ根市・事業者）

(2) 交通不便者支援事業

- ・高齢者関連部署と連携した割引タクシー券・福祉タクシー券の交付（駒ヶ根市）
- ・免許返納者への支援策の実施（駒ヶ根市）

(3) 利用促進事業

- ・モビリティマネジメントにつながる広報の実施（駒ヶ根市）
- （駒ヶ根市地域公共交通計画 P85～P86 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

（記載例）

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

駒ヶ根市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・登録者数や利用者数について、数値指標による評価を実施
- ・地域公共交通協議会としての収支決算による評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(記載例) 表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

<平成28年度>

- 平成28年 5月17日(第1回) 公共交通網形成計画(素案)
- 平成28年 6月27日(第2回) H29 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
公共交通網形成計画(案)
- 平成28年 9月12日(第3回) 公共交通網形成計画、「こまタク」平日毎日運行
- 平成29年 3月23日(第4回) 運行実績、アンケート調査結果、運転免許証返納者支援事業

<平成29年度>

- 平成29年 6月19日(第1回) H30 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 平成29年12月 8日(第2回) 「こまタク」利用促進策
- 平成30年 3月20日(第3回) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

<平成30年度>

- 平成30年 6月21日(第1回) H31 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 平成30年12月17日(第2回) 市民アンケート調査報告、駒ヶ根駅前広場整備の状況

- 平成31年 3月26日(第3回) 駒ヶ岳ロープウェイ線の試運転結果

<令和元年度>

- 令和元年 6月28日(書面協議) R02 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和元年 6月28日(第1回) いいちゃんバス市内沿線停留所設置予定地の承認
- 令和元年12月20日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

<令和2年度>

- 令和2年 7月 9日(第1回) R03 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和2年10月27日(第2回) 公共交通アンケート結果、公共交通計画
- 令和2年12月22日(第3回) 網形成計画評価、公共交通計画素々案
- 令和3年 3月22日(第4回) 次年度事業計画、公共交通計画策定

<令和3年度>

- 令和3年 7月 1日(第1回) R04 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和3年12月16日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

<令和4年度>

- 令和4年 6月23日(書面協議) R05 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和4年 7月12日(第1回) R03 事業報告
- 令和4年12月14日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和5年 1月30日(第2回) R04 主要事業の報告
- 令和5年 3月27日(第3回) R05 観光周遊バス事業計画案

<令和5年度>

- 令和5年 6月22日(第1回) R04 事業報告、地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和5年 12月01日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和6年 2月7日(第2回) R05 山麓周遊バス実施報告
- 令和6年 3月25日(第3回) 次年度事業計画

<令和6年度>

- 令和6年 6月28日(第1回) R05 事業報告、R07 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和6年 9月24日(書面協議) R6 デマンド交通運行业務委託者(案)、公共ライドシェア実証実験について、補正予算
- 令和6年 11月15日(第2回) 公共ライドシェア運行計画、山麓周遊バス中間報告、公共交通アンケート中間報告
- 令和6年 12月23日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和7年 3月25日(第3回) 次年度事業計画

<令和7年度>

- 令和7年 6月25日(第1回) R06 事業報告、R08 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和7年11月18日(第2回) 公共交通計画素案
- 令和8年 3月17日(第3回) 公共交通計画、次年度事業計画

19. 利用者等の意見の反映状況

- H28 アンケート調査実施（対象者：利用者 調査内容：こまタク乗車感想など）
 【期間】 H29. 02. 20～H29. 03. 10 【回答率】 70. 2%（回答者 175 名／対象者 249 名）
- H29 アンケート調査実施（対象者：登録者 調査内容：利用状況、各施策評価など）
 【期間】 H30. 02. 02～H30. 02. 16 【回答率（利用者）】 66. 2%（回答者 163 名／対象者 246 名）
 【回答率（非利用者）】 33. 9%（回答者 375 名／対象者 1, 106 名）
- H30 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
 【期間】 H30. 08. 15～H30. 09. 10 【回答率】 46. 2%（回答者 462 名／対象者 1, 000 名）
- R 2 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
 【期間】 R02. 07. 18～R02. 08. 05 【回答率】 36. 0%（回答数 1, 079／対象数 3, 000）
- R 6 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
 【期間】 R06. 09. 06～R06. 09. 24 【回答率】 36. 0%（回答数 1, 010／対象数 3, 000）
- パブリックコメント実施（内容：駒ヶ根市地域公共交通計画（第 2 期）について）
 【期間】 R07. 12. 24～R08. 01. 14 【提出意見】 2 件（1 名）

上記アンケート等実施後、地域公共交通協議会にて議論の上、必要に応じ運行内容等の変更を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県駒ヶ根市赤須町 2 0 - 1

（所 属）総務部企画振興課

（氏 名）唐澤 恵介

（電 話）0265-83-2111 内線 245

（e-mail）tiiki-sei@city.komagane.lg.jp

いいちゃんバス病院線 乗降者数（令和7年度計）

資料13

（人）

	停留所	1便		2便		3便		4便		計		
		乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	計
往 路	飯島駅	263	0	214	0	226	0	62	0	765	0	765
	商工会	2	0	23	0	3	0	8	0	36	0	36
	生協ケアセンターいい じま	17	14	8	26	34	3	2	16	61	59	120
	下平石材店 前	13	0	0	2	1	0	0	1	14	3	17
	追引	20	0	13	2	9	0	0	0	42	2	44
	道の駅田切の里	2	2	0	28	1	9	1	1	4	40	44
	田切体育館（要予約）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田切体育館北（要予約）	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	田切信号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡辻沢	44	4	21	31	1	84	0	20	66	139	205
	福岡公道館東	2	0	30	0	5	0	0	0	37	0	37
	海外協力隊入口信号 東	5	2	1	5	2	1	0	0	8	8	16
	昭和伊南総合病院	0	348	0	216	0	185	0	35	0	784	784
	計	370	370	310	310	282	282	73	73	1,035	1,035	

駒ヶ根バス停乗車人数	51		52		8		0		111
------------	----	--	----	--	---	--	---	--	-----

復 路	昭和伊南総合病院	176	0	255	0	110	0	177	0	718	0	718
	海外協力隊入口信号 東	0	0	2	6	0	0	2	3	4	9	13
	福岡公道館東	0	0	0	8	0	10	0	7	0	25	25
	福岡辻沢	2	6	22	8	77	9	21	2	122	25	147
	田切信号	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	田切体育館（要予約）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	田切体育館北（要予約）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道の駅田切の里	3	2	26	5	12	0	1	2	42	9	51
	追引	4	2	0	16	1	2	0	2	5	22	27
	下平石材店 前	0	4	0	5	1	0	0	1	1	10	11
	生協ケアセンターいい じま	1	115	1	38	0	37	3	11	5	201	206
	商工会	0	2	0	17	0	18	0	6	0	43	43
	飯島駅	0	55	0	202	0	126	0	170	0	553	553
	計	186	186	306	306	202	202	204	204	898	898	

駒ヶ根バス停下車人数		6		22		19		12		59
------------	--	---	--	----	--	----	--	----	--	----

駒ヶ根バス停利用人数	170	総合計	1,933
------------	-----	-----	-------

	乗車数計		降車数計		乗降者数計	
	R6	R7	R6	R7	R6	R7
病院行	110	111	40	147	150	258
飯島駅行	8	126	53	59	61	185
計	118	237	93	206	211	443

駒ヶ根市第二種運転免許取得支援事業制度について

市内の公共交通網の維持発展を図るため、新たに市内を運行するバス及びタクシーの運転業務に携わる者の第二種運転免許の取得に要する費用を負担する市内の交通事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する「駒ヶ根市第二種運転免許取得支援事業補助金交付要綱」を制定する。

1. 制度概要について

(1) 補助対象者

駒ヶ根市地域公共交通協議会に所属する事業者

(2) 補助対象経費及び補助金の額

	補助対象	補助対象経費及び補助金の額	補助限度額
1	第二種運転免許取得に係る費用 (大型、中型、普通)	事業者が補助対象従事者の運転免許取得に要する費用 ¹ について負担した額に2分の1を乗じて得た額。	事業者1社につき上限10万円。

※国又は駒ヶ根市以外の地方公共団体等から補助金の交付または交付予定の対象経費については、「補助対象経費」から「交付される補助金額」を控除した額を補助対象とする（図1参照）

2. 申請手続き

(1) 提出期限

事業を開始する前まで

(2) 必要書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 第二種免許を取得使用とする従事者を雇用していることを証明する書類

ウ 補助対象経費を証する書類（見積書等）

エ 国、県その他の機関からの補助金等の交付を受けている、または予定している場合は、当該補助金の内容及び金額がわかる書類（交付申請書、交付決定通知書等の写し）

¹ ・申込料、入校料、写真代、適性検査料、教材代、学科教習料、学科測定料、技能教習料、審査料、審査証明料、卒業検定料、卒業証明料及び手数料、受験手数料及び運転免許証交付手数料

3. 実績報告

(1) 報告期日

補助対象事業が完了した日から 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで

(2) 必要書類

ア 実績報告書（様式第 5 号）

イ 補助対象経費の請求書及び振込書の写しまたは領収書の写し

ウ 取得した第二種運転免許証の写し

エ 国、県その他の機関からの補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金の内容及び交付決定額がわかる書類（交付決定通知書等の写し）

4. 補助金の返還について

補助対象事業者と補助対象従事者の雇用契約解消に伴い、第二種運転免許の取得に係る経費の返還があった場合、補助金の全部または一部の返還を求める場合がある。

図 1（例）第 2 種運転免許取得費用が 20 万円だった場合

国または他自治体からの補助 10 万	対象経費 10 万	
	補助額 (1/2) 5 万	自社負担 5 万

【お問合せ先】

駒ヶ根市役所企画振興課 地域政策係
課長：久保田 係長：小池 担当：唐澤
TEL 0265-83-2111（内線 245）
FAX 0265-83-4348
E-mail tiiki-sei@city.komagane.lg.jp

「公共交通をもっと身近に感じよう！のりもの体験イベント」実施企画書

昨今、交通業界において全国的に利用者の減少や原油価格の高騰・物価高騰・運転手不足等の影響を受け、路線の廃止や減便が相次いでいる。従来のように事業者と行政だけで、地域の足を支えていくことが困難な状況に直面している。これを解決するためには、地域住民の協力と意識改革が必要である。また、持続可能なサービスにしていくなめには、子どもたちが幼いころから公共交通機関に親しむことで、将来の運転手の興味と関心を育むことが重要である。ついては、地域住民による公共交通の利用促進の一環として標題事業を下記のとおり実施する。

1. 目的

- (1) バス、タクシー等、身近な公共交通車両の周知
- (2) 各種公共交通の利用促進
- (3) 将来の人材確保

2. 日時・会場

- (1) 2026 年 6 月 21 日(日)
9:30～14:00 で実施(雨天時中止)
- (2) ベルシャイン駒ヶ根店様正面入り口前

3. 主催・共催

主催:駒ヶ根市地域公共交通協議会

共催:中央アルプス観光株式会社、伊那バス株式会社、こまくさ観光株式会社、伊南乗用自動車有限会社
赤穂タクシー有限会社

4. 後援・協力 駒ヶ根警察署、駒ヶ根市消防団、上伊那広域消防本部、株式会社ニシザワ、東海旅客鉄道株式会社

5. ターゲット 駒ヶ根市を中心とした当地域在住者

6. 内容（内容は、変更となる場合がございます）

- ① 路線バスの「乗車・運転体験」の実施。
 - ・路線バスを現地で展示し乗車体験の実施。
→運転席や客席への乗車。乗車体験をして頂いたお客様に抽選券を 1 枚進呈。(中ア・伊那バス)
- ② こまタクシーの展示と免許返納支援ブースの設置
 - ・ブースを設置し、こまタク事業の周知や免許返納の相談に応じる。
- ③ ゲストカーの招請・試乗
 - ・警察・消防車両の展示。(予定)
- ④ ガラガラを利用した抽選会の実施
 - ・抽選会概要:ベルシャイン駒ヶ根店で 1,000 円以上お買い上げのレシート、もしくは抽選券を持参して頂いたお客様へガラガラの抽選を 1 回。
 - ・景品:ロープウェイキーホルダー(中ア)、こまかつぱグッズ(駒ヶ根市)、商品券(ニシザワ)など
- ⑤ 塗り絵体験、プラレール組み立てコーナー
- ⑥ JR飯田線ノベルティグッズ配布

7. 広報

- (1) 駒ヶ根市報への掲載(5/27～配布予定)
- (2) 広報チラシ配布(市内学校児童・園児へ全員配布予定)
- (3) SNS 情報配信(駒ヶ根市Instagram、駒ヶ根市 LINE 等)、プレスリリース

駒ヶ根市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、駒ヶ根市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、駒ヶ根市赤須町20番1号駒ヶ根市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の15の規定による地域公共交通利便増進実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1号に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 駒ヶ根市長(以下「市長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 住民又は利用者
 - (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 長野県警察
 - (7) 道路管理者
 - (8) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員となった年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び前項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 協議会の協議事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金等について協議及び決定を行うため、協議会に運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会の決定事項は、協議会に報告するものとする。

3 分科会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 駒ヶ根市長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員

(4) 住民の意見を代表する者として駒ヶ根市地域公共交通協議会会長が指名する者

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、駒ヶ根市負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 第4条に規定する委員及びアドバイザー等が会議に出席したとき並びに第7条第3項の規定により会議に出席させた者のうち会長が必要と認めた者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会の解散)

第13条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、駒ヶ根市総務部企画振興課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に委員となった者の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、令和8年5月1日から施行する。

こまタク（こまがねデマンド型乗合タクシー）お試し乗車券発行事業

目 的 希望者が乗車体験することで利用促進を図る。免許返納前に体験することで効果を高める。

対 象 こまタク乗車未経験者で乗車を希望する者 先着 250 名

期 間 運行：8/3（月）～3/31（水）、申請受付：7/27（月）～

交付額 申請者に対して往復分の乗車券を郵送（400 円×2）

流 れ ①専用申請書にて申請受付（郵送、FAX、メール、電話、ネット）

②往復分の無料乗車券及び利用案内、アンケートを交付

③事前予約後に乗車するなど通常ルールで利用、アンケート用紙回収

④利用後タクシー事業者にて精算（公共交通協議会へ乗車券の提出）

⑤協議会からタクシー事業者へ利用分を支払い

期間中に登録があったもので、利用歴がある者は対象外

周知方法 市報 8 月号、CEK 文字放送、有線告知放送、プレスリリース、福祉関係者登録者で未利用者に郵送で案内

スケジュール 5 月末 事業概要の確認及びタクシー事業者周知

6/10 市報原稿締め切り

6 月中旬 申請書類など内容の確定

6/21 のりものイベント参加者分のみ受付

7 月中旬 タクシー事業者へ事業の流れ説明

7/25 市報 8 月号発行

7/27 受付開始

8/3 お試し乗車スタート

事業規模 運賃 400 円×2（往復）×250 名=200,000 円、郵送料

予算 公共交通サービス事業 負担金（18-1）